

警報等発表時の措置について

1 自宅待機

午前7時の時点で、次の（１）（２）のいずれかに該当する場合は、自宅待機とする。

（１）特別警報・危険警報・警報が発表された場合

対象地域（京都府南部、京都・亀岡または京都市、向日市、長岡京市、大山崎町）に、下表の「自宅待機」に該当する特別警報、危険警報、警報が発表されている場合。

① 特別警報・警報・注意報

	暴 風	暴風雪	大 雪
特別警報	自宅待機	自宅待機	自宅待機
警報	自宅待機	自宅待機	—
注意報	—	—	—

※ 特別警報が警報に切り替わった場合は、警報が解除されるまで自宅待機を継続する。

② 警戒レベル

	河川氾濫	大 雨	土砂災害
レベル5 特別警報	自宅待機	自宅待機	自宅待機
レベル4 危険警報	自宅待機	自宅待機	—
レベル3 警報	—	—	—
レベル2 注意報	—	—	—
レベル1 早期注意報	—	—	—

※ 河川氾濫の対象は、「桂川下流」・「宇治川」・「鴨川・高野川」とする。

※ レベル5 特別警報またはレベル4 危険警報がレベル3 警報に切り替わった場合は、レベル3 警報が解除されるまで自宅待機を継続する。

（２）緊急安全確保・避難指示が発表された場合

学校所在地（伏見区「横大路学区」）に緊急安全確保・避難指示が発表された場合。

2 自宅待機の解除

「1 自宅待機」の特別警報・危険警報・警報や緊急安全確保・避難指示が解除された場合は、次のとおりとする。

- （１）午前9時までに解除された場合、3限以降の授業を行う。（10時30分からSHR）
- （２）午前11時までに解除された場合、5限以降の授業を行う。（13時00分からSHR）
- （３）午前11時時点で解除されていない場合、臨時休業とする。

3 その他

- （１）居住地域に避難指示等が発令された場合は自治体の指示に従い、適切な避難行動をとること。
- （２）登校中、登校後に警報等が発表された場合、もしくは発表されるおそれがある場合は、生徒の安全確保を最優先とし、学校待機や速やかな下校など、状況に応じた指示を行う。